

みなし決議に関する評議員会議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 理事の退任及び選任について

提案第1号のとおり、久故雅幸理事の辞任に伴い、理事に奈良部瑞枝氏を新たに選任する。理事の任期は、令和5年4月1日から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(2) 上記提案による評議員会の決議があったものとみなされる日は、令和5年4月1日とする。

2 1の事項を提案した者の氏名

理事長 近藤 誠一

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和5年4月1日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の規定及び定款第18条の2の規定により、評議員会の決議があったものとみなす。